

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 2022年7月6日

【会社名】 株式会社いよぎんホールディングス

【英訳名】 Iyogin Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三好賢治

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市南堀端町1番地

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社伊予銀行
総合企画部長 林光博

【最寄りの連絡場所】 株式会社伊予銀行本店
愛媛県松山市南堀端町1番地

【電話番号】 松山(089)907局1034番

【事務連絡者氏名】 株式会社伊予銀行
総合企画部長 林光博

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 484,656,656,886円(注)
(注) 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社伊予銀行(以下「伊予銀行」という。)の2022年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年6月29日に開催された伊予銀行の第119期定時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、並びに、伊予銀行が2022年6月30日付で関東財務局長に有価証券報告書を提出したこと及び伊予銀行が2022年7月5日付で関東財務局長に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、2022年5月31日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該事項その他一部訂正を要する箇所を併せて訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。また、伊予銀行の定時株主総会議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等

3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等

7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

8 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

第2 統合財務情報

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

4 経営上の重要な契約等

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

2 主要な設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

(2) 役員の状況

(4) 役員の報酬等

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

(添付書類の追加)

伊予銀行の定時株主総会議事録の写し

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	317,998,884株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

(注) 1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、2022年5月13日に開催された伊予銀行の取締役会決議(株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議)及び2022年6月29日開催予定の伊予銀行の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」という。)に伴い発行する予定です。

2～4 省略

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	317,998,884株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

(注) 1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、2022年5月13日に開催された伊予銀行の取締役会決議(株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議)及び2022年6月29日に開催された伊予銀行の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」という。)に伴い発行する予定です。

2～4 省略

第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

(訂正前)

(1) 組織再編の目的及び理由

省略

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

(イ)提出会社の概要

(1) 商号	株式会社いよぎんホールディングス (英文表示: Iyogin Holdings, Inc.)
(2) 事業内容	銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯関連する一切の業務 前号の業務のほか銀行法により銀行持株会社が行うことができる業務
(3) 本店所在地	愛媛県松山市南堀端町1番地
(4) 代表者及び役員 の就任予定	取締役会長 大塚 岩男 (現 伊予銀行 取締役会長) 取締役社長(代表取締役) 三好 賢治 (現 伊予銀行 取締役頭取) 取締役専務執行役員(代表取締役) 長田 浩 (現 伊予銀行 常務取締役) 取締役常務執行役員 山本 憲世 (現 伊予銀行 常務取締役) 取締役(監査等委員) 竹内 哲夫 (現 伊予銀行 取締役) 取締役(監査等委員) 三好 潤子 (現 伊予銀行 社外取締役) 取締役(監査等委員) 上甲 啓二 (現 伊予銀行 社外取締役) 取締役(監査等委員) 野間 自子 (現 伊予銀行 社外取締役)
(5) 資本金	20,000百万円
(6) 純資産(連結)	未定
(7) 総資産(連結)	未定
(8) 決算期	3月31日

(注) 取締役(監査等委員)のうち、三好潤子氏、上甲啓二氏及び野間自子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(ロ)提出会社の企業集団の概要

前略

当社設立後の、当社と伊予銀行の状況は以下のとおりであります。

伊予銀行は、2022年6月29日開催予定の定時株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、2022年10月3日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

後略

(訂正後)

(1) 組織再編の目的及び理由

省略

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

(イ) 提出会社の概要

(1) 商号	株式会社いよぎんホールディングス (英文表示: Iyogin Holdings, Inc.)		
(2) 事業内容	銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯関連する一切の業務 前号の業務のほか銀行法により銀行持株会社が行うことができる業務		
(3) 本店所在地	愛媛県松山市南堀端町1番地		
(4) 代表者及び役員 の就任予定	取締役会長	大塚 岩男	(現 伊予銀行 取締役会長)
	取締役社長(代表取締役)	三好 賢治	(現 伊予銀行 取締役頭取)
	取締役専務執行役員(代表取締役)	長田 浩	(現 伊予銀行 専務取締役)
	取締役常務執行役員	山本 憲世	(現 伊予銀行 常務取締役)
	取締役(監査等委員)	竹内 哲夫	(現 伊予銀行 取締役)
	取締役(監査等委員)	三好 潤子	(現 伊予銀行 社外取締役)
	取締役(監査等委員)	上甲 啓二	(現 伊予銀行 社外取締役)
	取締役(監査等委員)	野間 自子	(現 伊予銀行 社外取締役)
(5) 資本金	20,000百万円		
(6) 純資産(連結)	未定		
(7) 総資産(連結)	未定		
(8) 決算期	3月31日		

(注) 取締役(監査等委員)のうち、三好潤子氏、上甲啓二氏及び野間自子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(ロ) 提出会社の企業集団の概要

前略

当社設立後の、当社と伊予銀行の状況は以下のとおりであります。

伊予銀行は、2022年6月29日に開催された定時株主総会による承認に加え、関係当局の許認可等を得られることを前提として、2022年10月3日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

後略

3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

(訂正前)

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

伊予銀行は、同行の定時株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、2022年10月3日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、伊予銀行を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を2022年5月13日の伊予銀行の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、伊予銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転計画においては、2022年6月29日に開催される予定の伊予銀行の定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人等につき規定されております(詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

(訂正後)

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

伊予銀行は、同行の定時株主総会による承認に加え、関係当局の許認可等を得られることを前提として、2022年10月3日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、伊予銀行を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を2022年5月13日の伊予銀行の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、伊予銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転計画は、2022年6月29日に開催された伊予銀行の定時株主総会において、承認可決されております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人等につき規定されております(詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(訂正前)

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

伊予銀行の株主が、その所有する伊予銀行の普通株式につき、伊予銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2022年6月29日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を伊予銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、伊予銀行が、上記定時株主総会の決議の日(2022年6月29日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

伊予銀行の株主による議決権の行使の方法としては、2022年6月29日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、伊予銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、伊予銀行に提出する必要があります。)

また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、伊予銀行に2022年6月28日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の意思表示があったものとして取り扱います。

後略

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

省略

(訂正後)

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

伊予銀行の株主が、その所有する伊予銀行の普通株式につき、伊予銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2022年6月29日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を伊予銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、伊予銀行が、上記定時株主総会の決議の日(2022年6月29日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

伊予銀行の株主による議決権の行使の方法としては、2022年6月29日に開催された定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、伊予銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、伊予銀行に提出する必要があります。)

また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、伊予銀行に2022年6月28日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の意思表示があったものとして取り扱います。

後略

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

省略

8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

(訂正前)

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、伊予銀行は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第808条第3項第3号に定める新株予約権に係る会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、伊予銀行の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、伊予銀行の本店において2022年6月6日よりそれぞれ備え置く予定です。

後略

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

2022年3月31日(木)	定時株主総会基準日
2022年5月13日(金)	株式移転計画承認取締役会
2022年6月29日(水)(予定)	株式移転計画承認定時株主総会
2022年9月29日(木)(予定)	伊予銀行株式上場廃止日
2022年10月3日(月)(予定)	当社設立登記日(効力発生日)
2022年10月3日(月)(予定)	当社株式上場日

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法 普通株式について

伊予銀行の株主が、その所有する伊予銀行の普通株式につき、伊予銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2022年6月29日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を伊予銀行に通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、伊予銀行が、上記定時株主総会の決議の日(2022年6月29日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権について

省略

(訂正後)

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、伊予銀行は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第808条第3項第3号に定める新株予約権に係る会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、伊予銀行の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、伊予銀行の本店において2022年6月6日よりそれぞれ備え置いております。

後略

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

2022年3月31日(木)	定時株主総会基準日
2022年5月13日(金)	株式移転計画承認取締役会
2022年6月29日(水)	株式移転計画承認定時株主総会
2022年9月29日(木)(予定)	伊予銀行株式上場廃止日
2022年10月3日(月)(予定)	当社設立登記日(効力発生日)
2022年10月3日(月)(予定)	当社株式上場日

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法
普通株式について

伊予銀行の株主が、その所有する伊予銀行の普通株式につき、伊予銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2022年6月29日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を伊予銀行に通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、伊予銀行が、上記定時株主総会の決議の日(2022年6月29日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権について

省略

第2 【統合財務情報】

(訂正前)

- 1 当社
省略
- 2 組織再編成後の当社
省略
- 3 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる伊予銀行の最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、以下のとおりであります。ただし、伊予銀行の経営指標等のうち2021年度について有価証券報告書の提出前であり金融商品取引法上の監査証明を受けておりません。

後略

(訂正後)

- 1 当社
省略
- 2 組織再編成後の当社
省略
- 3 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる伊予銀行の最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、以下のとおりであります。

後略

第三部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

2 【沿革】

(訂正前)

- 2022年 5月13日 伊予銀行は、同行取締役会において、同行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転による当社の設立を内容とする「株式移転計画書」の作成を決議いたしました。
- 2022年 6月29日(予定) 伊予銀行は、その定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、伊予銀行がその完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 2022年10月 3日(予定) 伊予銀行が単独株式移転の方法により当社を設立する予定であります。当社の普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場する予定であります。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の沿革につきましては、伊予銀行の有価証券報告書(2021年 6月30日提出)をご参照ください。

(訂正後)

- 2022年 5月13日 伊予銀行は、同行取締役会において、同行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転による当社の設立を内容とする「株式移転計画書」の作成を決議いたしました。
- 2022年 6月29日 伊予銀行は、その定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、伊予銀行がその完全子会社となることについて決議いたしました。
- 2022年10月 3日(予定) 伊予銀行が単独株式移転の方法により当社を設立する予定であります。当社の普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場する予定であります。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の沿革につきましては、伊予銀行の有価証券報告書(2022年 6月30日提出)をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては、同行の有価証券報告書(2021年6月30日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては、同行の有価証券報告書(2022年6月30日提出)をご参照ください。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同行の有価証券報告書(2021年6月30日提出)及び四半期報告書(2021年8月12日、2021年11月17日及び2022年2月10日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同行の有価証券報告書(2022年6月30日提出)をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の経営上の重要な契約等につきましては、同行の有価証券報告書(2021年6月30日提出)及び四半期報告書(2021年8月12日、2021年11月17日及び2022年2月10日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の経営上の重要な契約等につきましては、同行の有価証券報告書(2022年6月30日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(訂正前)

(1) 当社

省略

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる伊予銀行の設備投資等の概要につきましては、同行の有価証券報告書(2021年6月30日提出)をご参照ください。

(訂正後)

(1) 当社

省略

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる伊予銀行の設備投資等の概要につきましては、同行の有価証券報告書(2022年6月30日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(訂正前)

(1) 当社

省略

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる伊予銀行の主要な設備の状況につきましては、同行の有価証券報告書(2021年6月30日提出)をご参照ください。

(訂正後)

(1) 当社

省略

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる伊予銀行の主要な設備の状況につきましては、同行の有価証券報告書(2022年6月30日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(訂正前)

(1) 当社
省略

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる伊予銀行の設備の新設、除却等の計画につきましては、同行の有価証券報告書(2021年6月30日提出)をご参照ください。

(訂正後)

(1) 当社
省略

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる伊予銀行の設備の新設、除却等の計画につきましては、同行の有価証券報告書(2022年6月30日提出)をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(訂正前)

当社は、いわゆるテクニカル上場により東京証券取引所プライム市場に上場する予定であり、本株式移転により当社の完全子会社となる伊予銀行と同水準もしくはそれ以上のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定です。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行のコーポレート・ガバナンスの状況については、同行の有価証券報告書(2021年6月30日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は、いわゆるテクニカル上場により東京証券取引所プライム市場に上場する予定であり、本株式移転により当社の完全子会社となる伊予銀行と同水準もしくはそれ以上のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定です。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行のコーポレート・ガバナンスの状況については、同行の有価証券報告書(2022年6月30日提出)をご参照ください。

(2) 【役員の状況】

(訂正前)

役員一覧

2022年10月3日に就任予定の当社役員の状況は以下のとおりです。

男性6名 女性2名(役員のうち女性の比率25%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する伊予銀行の普通株式数 (2) 割り当てられる当社の普通株式数
取締役会長	大塚 岩男	1952年4月7日生	1976年4月 2007年6月 2008年6月 2010年6月 2011年6月 2012年6月 2020年4月 2021年4月	株式会社伊予銀行入行 同 取締役人事部長 同 取締役本店営業部長 同 常務取締役営業本部長 同 代表取締役専務 同 代表取締役頭取 同 代表取締役会長 同 取締役会長(現職)	(注) 2	(1)28,270株 (2)28,270株
(代表取締役) 取締役社長	三好 賢治	1959年12月18日生	1982年4月 2014年6月 2015年6月 2016年6月 2017年6月 2019年6月 2020年4月	株式会社伊予銀行入行 同 執行役員総合企画部長 兼総合企画部関連事業室長 兼総合企画部ICT戦略室長 同 常務執行役員総合企画部長 兼総合企画部関連事業室長 兼総合企画部ICT戦略室長 同 常務執行役員営業本部副本部長 同 常務取締役 同 代表取締役専務 同 代表取締役頭取(現職)	(注) 2	(1)22,400株 (2)22,400株
(代表取締役) 取締役専務執行役員	長田 浩	1963年1月22日生	1987年4月 2017年6月 2019年6月 2021年6月	株式会社伊予銀行入行 同 執行役員総合企画部長 兼総合企画部関連事業室長 同 常務執行役員総合企画部長 兼総合企画部関連事業室長 同 常務取締役(現職)	(注) 2	(1)10,303株 (2)10,303株
取締役常務執行役員	山本 憲世	1962年12月26日生	1985年4月 2015年6月 2017年6月 2018年8月 2020年6月 2021年6月	株式会社伊予銀行入行 同 執行役員八幡浜グループ長 兼八幡浜支店長 同 常務執行役員営業本部副本部長 兼営業戦略部長兼営業戦略部 ビジネスサポートセンター長 同 常務執行役員本店営業部長 同 常務取締役営業本部長 同 常務取締役(現職)	(注) 2	(1)16,600株 (2)16,600株
取締役 (監査等委員)	竹内 哲夫	1957年7月18日生	1980年4月 2011年6月 2015年6月 2016年6月 2020年6月 2021年4月 2021年6月	株式会社伊予銀行入行 同 取締役システム部長 同 常務執行役員システム部長 同 常務取締役CIO 同 専務取締役CIO 同 専務取締役 同 取締役監査等委員(現職)	(注) 3	(1)81,800株 (2)81,800株
取締役 (監査等委員)	三好 潤子	1947年12月8日生	1986年10月 1987年8月 1990年10月 2016年6月 2018年6月	アビリティセンター株式会社入社 同 代表取締役専務 同 代表取締役社長 株式会社伊予銀行取締役 監査等委員(現職) アビリティセンター株式会社会長(現職)	(注) 3	(1)10,100株 (2)10,100株

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する伊予銀行の普通株式数 (2) 割り当てられる当社の普通株式数
取締役 (監査等委員)	上甲 啓二	1950年 2月 3日生	1968年 4月 2006年 4月 2008年 4月 2010年 4月 2010年12月 2012年 4月 2014年 8月 2015年 6月 2015年 6月 2019年 3月 2019年 6月	愛媛県庁入庁 愛媛県経済労働部長 愛媛県農林水産部長 愛媛県参与 愛媛県知事補佐官 愛媛県副知事 愛媛県特別参与 愛媛県特別参与退任 愛媛県信用保証協会会長 同 協会会長退任 株式会社伊予銀行取締役監査等委員(現職)	(注) 3	(1)1,000株 (2)1,000株
取締役 (監査等委員)	野間 自子	1959年 5月27日生	1986年 4月 1986年 4月 1992年11月 1995年 1月 1999年 2月 2002年 6月 2008年 6月 2017年 4月 2018年 3月 2021年 6月	弁護士登録 早川総合法律事務所入所(現 東京平河法律事務所・コスモ法律事務所) さくら共同法律事務所入所 大島総合法律事務所入所 三宅坂総合法律事務所パートナー(現職) 日本オラクル株式会社監査役 同 監査役退任 日本知的財産仲裁センター長 同 センター長退任 株式会社伊予銀行取締役監査等委員(現職)	(注) 3	(1)800株 (2)800株

- (注) 1 取締役の三好潤子氏、上甲啓二氏及び野間自子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2022年10月3日より、2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、2022年10月3日より、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 所有する伊予銀行の普通株式数は、2022年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる当社の普通株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる当社の普通株式数は、当社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
- 5 役職名は、本届出書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名の予定であります。

社外取締役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係並びに当該社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割については、以下に記載のとおりです。

社外取締役氏名	人的関係、資本的关系又は取引関係 その他の利害関係	企業統治において果たす機能及び役割
三好 潤子	<p>1. 資本的关系(社外取締役による当社株式の保有)については「役員一覧」に記載のとおりです。</p> <p>2. 人的関係、取引関係その他の利害関係について、三好潤子氏はアビリティセンター株式会社の会長であり、当社子会社である伊予銀行と当社との間で経常的な金融取引を行っております。また、当社グループは同社との間に人材派遣契約を締結しておりますが、取引額は伊予銀行の売上高及び経常利益の2%未満であります。</p>	<p>1. アビリティセンター株式会社の経営に長年携わるなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、伊予銀行の取締役会等においても積極的にご提言いただくことで建設的な議論及び実効性の向上に寄与していただくなど、社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていただいております。</p> <p>2. 上記の理由から、今後も特に経営戦略、リスク管理及びダイバーシティ推進の観点からの適切な監督や有益な助言等によってグループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待しております。</p>
上甲 啓二	<p>資本的关系(社外取締役による当社株式の保有)については「役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。</p>	<p>1. 愛媛県副知事をはじめとする行政分野における要職を歴任するなど、組織運営及び地方行政に関する豊富な経験と高い見識を有しており、伊予銀行の取締役会等においても積極的にご提言いただくことで建設的な議論及び実効性の向上に寄与していただくなど、社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていただいております。</p> <p>2. 社外役員への就任以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、今後も特にガバナンスの強化及び地域振興の観点からの適切な監督や有益な助言等によってグループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待しております。</p>
野間 自子	<p>資本的关系(社外取締役による当社株式の保有)については「役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。</p>	<p>1. 弁護士としての豊富な経験と高い見識及び企業法務における高度な専門性を有しており、伊予銀行の取締役会等においても積極的にご提言いただくことで建設的な議論及び実効性の向上に寄与していただくなど、社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていただいております。</p> <p>2. 社外役員への就任以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、特に法令遵守及びダイバーシティ推進の観点からの適切な監督や有益な助言等によってグループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待しております。</p>

また、当社の完全子会社となる伊予銀行では、社外役員を選任するための伊予銀行からの独立性に関する基準として、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、伊予銀行の「独立性判断基準」を定めており、独立性を確保しつつ職務を適切に遂行できる人物を社外取締役として選任しています。当社においても同様な考え方で社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定める予定です。

なお、当社の取締役の3分の1以上は独立社外取締役とする考えであり、その考えに沿って選任する予定です。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

省略

(訂正後)

役員一覧

2022年10月3日に就任予定の当社役員の状況は以下のとおりです。

男性6名 女性2名(役員のうち女性の比率25%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する伊予銀行の普通株式数 (2) 割り当てられる当社の普通株式数
取締役会長	大塚 岩男	1952年4月7日生	1976年4月 2007年6月 2008年6月 2010年6月 2011年6月 2012年6月 2020年4月 2021年4月	株式会社伊予銀行入行 同 取締役人事部長 同 取締役本店営業部長 同 常務取締役営業本部長 同 代表取締役専務 同 代表取締役頭取 同 代表取締役会長 同 取締役会長(現職)	(注) 2	(1)28,270株 (2)28,270株
(代表取締役) 取締役社長	三好 賢治	1959年12月18日生	1982年4月 2014年6月 2015年6月 2016年6月 2017年6月 2019年6月 2020年4月	株式会社伊予銀行入行 同 執行役員総合企画部長 兼総合企画部関連事業室長 兼総合企画部ICT戦略室長 同 常務執行役員総合企画部長 兼総合企画部関連事業室長 兼総合企画部ICT戦略室長 同 常務執行役員営業本部副本部長 同 常務取締役 同 代表取締役専務 同 代表取締役頭取(現職)	(注) 2	(1)22,400株 (2)22,400株
(代表取締役) 取締役専務執行役員	長田 浩	1963年1月22日生	1987年4月 2017年6月 2019年6月 2021年6月 2022年6月	株式会社伊予銀行入行 同 執行役員総合企画部長 兼総合企画部関連事業室長 同 常務執行役員総合企画部長 兼総合企画部関連事業室長 同 常務取締役 同 代表取締役専務(現職)	(注) 2	(1)10,303株 (2)10,303株
取締役常務執行役員	山本 憲世	1962年12月26日生	1985年4月 2015年6月 2017年6月 2018年8月 2020年6月 2021年6月	株式会社伊予銀行入行 同 執行役員八幡浜グループ長 兼八幡浜支店長 同 常務執行役員営業本部副本部長 兼営業戦略部長兼営業戦略部 ビジネスサポートセンター長 同 常務執行役員本店営業部長 同 常務取締役営業本部長 同 常務取締役(現職)	(注) 2	(1)16,600株 (2)16,600株
取締役 (監査等委員)	竹内 哲夫	1957年7月18日生	1980年4月 2011年6月 2015年6月 2016年6月 2020年6月 2021年4月 2021年6月	株式会社伊予銀行入行 同 取締役システム部長 同 常務執行役員システム部長 同 常務取締役CIO 同 専務取締役CIO 同 専務取締役 同 取締役監査等委員(現職)	(注) 3	(1)81,800株 (2)81,800株
取締役 (監査等委員)	三好 潤子	1947年12月8日生	1986年10月 1987年8月 1990年10月 2016年6月 2018年6月	アビリティセンター株式会社入社 同 代表取締役専務 同 代表取締役社長 株式会社伊予銀行取締役 監査等委員(現職) アビリティセンター株式会社社会 長(現職)	(注) 3	(1)10,100株 (2)10,100株

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する伊予銀行の普通株式数 (2) 割り当てられる当社の普通株式数
取締役 (監査等委員)	上甲 啓二	1950年 2月 3日生	1968年 4月 2006年 4月 2008年 4月 2010年 4月 2010年12月 2012年 4月 2014年 8月 2015年 6月 2015年 6月 2019年 3月 2019年 6月	愛媛県庁入庁 愛媛県経済労働部長 愛媛県農林水産部長 愛媛県参与 愛媛県知事補佐官 愛媛県副知事 愛媛県特別参与 愛媛県特別参与退任 愛媛県信用保証協会会長 同 協会会長退任 株式会社伊予銀行取締役監査等委員(現職)	(注) 3	(1)1,000株 (2)1,000株
取締役 (監査等委員)	野間 自子	1959年 5月27日生	1986年 4月 1986年 4月 1992年11月 1995年 1月 1999年 2月 2002年 6月 2008年 6月 2017年 4月 2018年 3月 2021年 6月	弁護士登録 早川総合法律事務所入所(現 東京平河法律事務所・コスモ法律事務所) さくら共同法律事務所入所 大島総合法律事務所入所 三宅坂総合法律事務所パートナー(現職) 日本オラクル株式会社監査役 同 監査役退任 日本知的財産仲裁センター長 同 センター長退任 株式会社伊予銀行取締役監査等委員(現職)	(注) 3	(1)800株 (2)800株

- (注) 1 取締役の三好潤子氏、上甲啓二氏及び野間自子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2022年10月3日より、2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、2022年10月3日より、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 所有する伊予銀行の普通株式数は、2022年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる当社の普通株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる当社の普通株式数は、当社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
- 5 役職名は、本届出書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名の予定であります。

社外取締役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係並びに当該社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割については、以下に記載のとおりです。

社外取締役氏名	人的関係、資本的关系又は取引関係 その他の利害関係	企業統治において果たす機能及び役割
三好 潤子	<p>1. 資本的关系(社外取締役による当社株式の保有)については「役員一覧」に記載のとおりです。</p> <p>2. 人的関係、取引関係その他の利害関係について、三好潤子氏はアビリティセンター株式会社の会長であり、当社子会社である伊予銀行と当社との間で経常的な金融取引を行っております。また、当社グループは当社との間に人材派遣契約を締結しておりますが、取引額は伊予銀行の経常利益及び同社の売上高の2%未満であります。</p>	<p>1. アビリティセンター株式会社の経営に長年携わるなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、伊予銀行の取締役会等においても積極的にご提言いただくことで建設的な議論及び実効性の向上に寄与していただくなど、社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていただいております。</p> <p>2. 上記の理由から、今後も特に経営戦略、リスク管理及びダイバーシティ推進の観点からの適切な監督や有益な助言等によってグループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待しております。</p>
上甲 啓二	<p>資本的关系(社外取締役による当社株式の保有)については「役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。</p>	<p>1. 愛媛県副知事をはじめとする行政分野における要職を歴任するなど、組織運営及び地方行政に関する豊富な経験と高い見識を有しており、伊予銀行の取締役会等においても積極的にご提言いただくことで建設的な議論及び実効性の向上に寄与していただくなど、社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていただいております。</p> <p>2. 社外役員への就任以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、今後も特にガバナンスの強化及び地域振興の観点からの適切な監督や有益な助言等によってグループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待しております。</p>
野間 自子	<p>資本的关系(社外取締役による当社株式の保有)については「役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。</p>	<p>1. 弁護士としての豊富な経験と高い見識及び企業法務における高度な専門性を有しており、伊予銀行の取締役会等においても積極的にご提言いただくことで建設的な議論及び実効性の向上に寄与していただくなど、社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていただいております。</p> <p>2. 社外役員への就任以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、特に法令遵守及びダイバーシティ推進の観点からの適切な監督や有益な助言等によってグループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待しております。</p>

また、当社の完全子会社となる伊予銀行では、社外役員を選任するための伊予銀行からの独立性に関する基準として、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、伊予銀行の「独立性判断基準」を定めており、独立性を確保しつつ職務を適切に遂行できる人物を社外取締役として選任しています。当社においても同様な考え方で社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定める予定です。

なお、当社の取締役の3分の1以上は独立社外取締役とする考えであり、その考えに沿って選任する予定です。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

省略

(4) 【役員の報酬等】

(訂正前)

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等及び監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定めるものとする予定であります。

ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等の内容は、2022年6月29日開催予定の伊予銀行の定時株主総会にて承認される前提で、次のとおりとする予定であります。

(イ)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額330百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とします。また、監査等委員である取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額85百万円以内とします。

(ロ)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等のうち、株式報酬制度については、「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等 (2)株式移転計画の内容 株式会社いよぎんホールディングス定款附則第2条(取締役の当初の報酬等)第3項」をご参照ください。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

省略

役員ごとの連結報酬等の総額等

省略

(訂正後)

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等及び監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定めるものとする予定であります。

ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等の内容は、2022年6月29日に開催された伊予銀行の定時株主総会にて承認され、次のとおりとする予定であります。

(イ)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額330百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とします。また、監査等委員である取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額85百万円以内とします。

(ロ)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等のうち、株式報酬制度については、「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等 (2)株式移転計画の内容 株式会社いよぎんホールディングス定款附則第2条(取締役の当初の報酬等)第3項」をご参照ください。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

省略

役員ごとの連結報酬等の総額等

省略

第5 【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の経理の状況につきましては、同行の有価証券報告書(2021年6月30日提出)及び四半期報告書(2021年8月12日、2021年11月17日及び2022年2月10日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の経理の状況につきましては、同行の有価証券報告書(2022年6月30日提出)をご参照ください。

第五部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(訂正前)

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第118期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月30日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第119期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

2021年8月12日関東財務局長に提出

事業年度 第119期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

2021年11月17日関東財務局長に提出

事業年度 第119期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

2022年2月10日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2022年5月31日)までに、以下の臨時報告書を提出しておりません。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2021年7月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2022年5月13日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

省略

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

省略

(訂正後)

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第119期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月30日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2022年7月6日)までに、以下の臨時報告書を提出しておりません。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2022年7月5日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

省略

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

省略